⑤職場における健康管理の推進	
・長時間労働の抑制によるメンタルヘルスの確保等、職場における健康管理を進める。	厚生労働省
エ　男性の家庭・地域への参画を可能にする地域等の取組支援	
①男性の地域活動への参画支援	
・家庭や地域においていきいきと活躍する男性のロールモデルの発掘を行い、活躍事例を積極的に発信する。	内閣府
・退職時などのタイミングをとらえて、地方公共団体やＮＰＯ等で行っている「地域デビュー講座」や企業の退職者講座等、高齢男性向けに地域等への円滑な参画を支援する講座等の充実を促進する。	内閣府、文部科学省、厚生労働省
②高齢男性の日常生活自立支援	
・男女共同参画センターや生涯学習施設等との連携の下に、男性向けの家事等日常生活能力の獲得・向上への支援を促進する。	内閣府
③男性の子育てや家庭教育への参画支援	
・学校や地域など様々な場で、男女が協力して子育てに関わることについての学習機会の提供、子育て親子の交流の場や子育てに関する情報の提供等を通じ地域の子育てを支援する等により、男性の子育てへの関わりの支援・促進を図る。	内閣府、文部科学省、厚生労働省
・父親の子育てや家庭教育への参加を促すため、企業等との連携により、子どもの職場参観や職場内での子育てや家庭教育に関する講座等の事業を実施する。	文部科学省
オ　男女間における暴力の予防啓発の充実	
・加害を予防する観点から、男性に対する広報啓発が重要であることに留意しつつ、若者や高齢者を含む国民各界各層に対して広報啓発を行う。また、暴力によらない問題解決の方法が身に付くよう、若年層を対象とする予防啓発の拡充、教育・学習の充実を図る。	内閣府、法務省、文部科学省、関係府省
・女性被害者のみならず、男性被害者に対しても必要な配慮が図られるよう、相談体制の充実を推進する。	内閣府
カ　食育の推進	
・男性の生活・自活能力を高め、健全な食生活を実現するため、「食」に関する知識や「食」を選択する力の習得に役立つ情報を提供する等食育を推進する。	内閣府、関係府省
キ　男性に対する相談体制の確立や心身の健康維持等	
・精神面で孤立しやすい男性に対する相談体制を確立するとともに、自殺予防等心身の健康維持の支援を進める。	内閣府、厚生労働省
・我が国の自殺者全体の約４割が40歳代から60歳代の男性である現状に鑑み、特に中高年の男性に焦点を当てた自殺予防に関する啓発運動を推進する。	内閣府
ク　その他の取組	
・上記のほか、第５分野（男女の仕事と生活の調和）、第８分野（高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備）、第９分野（女性に対するあらゆる暴力の根絶）及び第10分野（生涯を通じた女性の健康支援）における関連施策の着実な推進を図る。	関係府省

2　子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進と将来を見通した自己形成

施策の基本的方向
次代を担う子どもたちが個性と能力を発揮できるように育つよう、子どもの頃から男女共同参画の理解を促進し、将来を見通した自己形成ができるよう取組を進める。また、男女がその健康状態や性差に応じて適切に自己管理できるよう、健康教育や性教育を推進するとともに、健康に甚大な影響を及ぼす問題についての対策を進める。

具体的施策	担当府省
ア　教育による男女共同参画の理解の促進	
①男女平等を推進する教育・学習	
・初等中等教育において、児童生徒の発達段階に応じ、学習指導要領等に基づき、社会科、家庭科、道徳、特別活動など学校教育全体を通じ、人権の尊重、男女の平等や男女が相互に協力し、家族の一員としての役割を果たし家族を築くことの重要性などについて指導の充実を図る。また、教科書においても教育基本法（平成18年法律第120号）や学習指導要領の趣旨を踏まえ、適切な記載がなされるよう配慮する。男女平等が歴史的にいかに進展してきたか、国際的にみて我が国の女性が置かれている現状はどのようになっているかなども含め、男女平等を推進する教育の内容が充実するよう、教職員を対象とした研修等の取組を促進する。	文部科学省
・子どもの頃から男女共同参画の視点に立ち、生涯を見通した総合的なキャリア教育を推進する。その際、社会・経済・雇用などの基本的な仕組みや労働者としての権利・義務、男女共同参画の意義、仕事と生活の調和の重要性について理解の促進を図る。	文部科学省
・子どもが暴力の被害者になることを防ぎ、また、子どもが将来暴力の加害者になることを防ぐため、暴力は人権侵害であり絶対に許されるものではないことについて、子どもの頃からの教育・啓発を推進する。	文部科学省、関係府省
・男女が相互の人格を尊重し、相手の立場を理解し助け合うような人間形成を図るため、子育て中の親やこれから親となる者等を対象とした家庭教育に関する学習機会を提供する。	文部科学省
②発達の段階を踏まえた性に関する指導の適切な実施	
・学習指導要領においては、学校における性に関する指導は、児童生徒が性に関して心身の発育・発達と健康、性感染症等の予防などに関する知識を確実に身に付け、生命の尊重や自己及び他者の個性を尊重し、相手を思いやり、望ましい人間関係を構築するなど、適切な行動を取れることを目的として実施されており、体育科、保健体育科、特別活動、道徳などを中心に学校教育活動全体を通じて指導することとしている。なお、指導に当たっては、児童生徒の発達の段階を踏まえること、学校全体で共通理解を図ること、保護者の理解を得ることなどに配慮すること、集団指導と個別指導の連携を密にして効果的に行うことなどに配慮することが大切である。	文部科学省
イ　子どもの健康の管理・保持増進の推進	
①食育の普及促進	
・食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、豊かな人間性を育めるよう、家庭・学校・保育所・地域等が連携した食育の取組を推進する。その際、思春期の女性の健康を守る食に関する知識を普及啓発する。	内閣府、関係府省
②健康教育の推進	
・生涯を通じ自己の健康を適切に管理・改善するための健康教育を推進するとともに、生涯にわたる健康に関する学習機会の充実を図る。学校においては、児童生徒が健康の大切さを認識できるようにするとともに、自己の健康を管理する資質や能力の基礎を培い、実践力を育成するため、健康教育の推進を図る。	文部科学省
③ＨＩＶ／エイズなどの予防から治療までの総合的な対策の推進	
・ＨＩＶ／エイズや、子宮頸がんの原因となるＨＰＶ（ヒトパピローマウイルス）への感染を始めとする性感染症の予防に関する積極的な啓発活動を行う。	厚生労働省
・学校においては、児童生徒が発達の段階を踏まえ、正しい知識を身に付け、適切な行動が取れるようにするため、ＨＩＶ／エイズについて発達の段階を踏まえた教育を推進するとともに、性感染症についても、その予防方法を含めた教育を推進する。	文部科学省